

7月は「差別をなくす強調月間」です

どこで生まれても なに信じていても だれが好きでも

～多文化共生と包摂の社会づくり～



「差別をなくす強調月間」って?

昭和44(1969)年7月に同和対策事業特別措置法が制定されたことを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、関係団体などと連携し、人権尊重意識の浸透や、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

この機会に、部落差別の解消をはじめ、さまざまな人権問題について考えることで、誰もが「かけがえのない存在として尊重される社会」をめざしましょう。

※強調月間中の県、市町村、関係団体の行事は県人権施策課HPに掲載

水平社博物館がリニューアルオープン

令和4年3月、全国水平社が創立100周年を迎えることを記念して、水平社博物館がリニューアルオープンされました。

今回のリニューアルでは、展示資料の解説をより分かりやすくするとともに、部落差別に関する展示だけではなく、アイヌ民族やその他のマイノリティに関する人権問題などについても展示されています。

また、人気のあるマンガや歌などから、人権問題に関わる言葉を取り上げるなど、若者が興味を持って見学でき、人権問題を学ぶ場として活用できるよう工夫されています。

■ 水平社博物館 ☎0745-62-5588 FAX0745-64-2288

市町村での取り組み

県内市町村でも、街頭での人権啓発活動など、人権啓発行事が行われています。詳しくは、お住まいの市町村人権啓発担当課へ。



てんいち先生 ひかりちゃん

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について —差別や偏見をなくしましょう—

新型コロナウイルスに感染された方をはじめ、医療従事者やそのご家族、その方々が属する施設・機関などに対する差別的な言動や、SNSでの誹謗中傷、また、ワクチン接種に関する差別など、人権を侵害する事象が見受けられます。

いかなる場合でも、差別、偏見、いじめなどは決して許されるものではありません。

県民のみなさまには、正確な情報に基づき冷静に行動していただきますようお願いいたします。

奈良県人権施策課 相談窓口

人権に関する
さまざまな問題や悩みについて、
相談を受け付けています。

☎ 0742-27-8726
FAX 0742-27-8721

相談無料

秘密厳守
します

時 平日8時30分～17時15分(年末年始を除く)
所 奈良市登大路町30 奈良県庁舎2F
※来所相談も可(随時)



■ 県人権施策課 ☎0742-27-8719 FAX0742-27-8721 www.pref.nara.jp/1657.htm